

## 第二節 事業者等による災害応急対策

## (従業者等の安全の確保)

第三十八条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防団等、自主防災組織等及びボランティアと連携しつつ、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導並びに救出及び救護その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うよう努めるものとする。

## 【趣旨】

事業者が、災害発生時に従業者や施設利用者等の生命・身体を守るべきことは言うまでもありません。

そこで、事業者は、従業者、施設利用者等を守るため、災害発生時においては、消防団、自主防災組織等と連携しつつ、災害情報の収集・伝達、安全であると認める場所への誘導、救出・救護等を行うよう努めるものとなりました。

## 【説明】

## 1 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

## 2 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

## 3 「安全であると認める場所」

管理する施設で安全が確認できた場所のほか、指定緊急避難場所、津波であれば高台、洪水であれば浸水の可能性がない場所、竜巻であれば丈夫な建物などが考えられます。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第三十九条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対する災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示、一時滞在施設に関する情報の提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

### 【趣旨】

東日本大震災から得られた教訓を踏まえると、帰宅困難者による事故や混乱の発生を防止するためには、一定の場所に待機させ、むやみに移動を開始させない必要があります。

そこで、事業者は、管理する施設・設備の安全性や周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に、災害情報の提供、施設内待機の指示、一時滞在施設に関する情報提供等を行うよう努めるものとなりました。

なお、施設内待機の解除については、災害情報等に留意しつつ、救出等優先期間が経過した場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合に行うのが望ましいと考えられます。

### 【説明】

#### 1 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

#### 2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

(学校、医療施設等における安全の確保)

第四十条 学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、乳幼児、児童又は生徒の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

2 医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他の施設利用者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

### 【趣旨】

学校、保育所、幼保連携型認定こども園等には、成長過程にある乳幼児、児童、生徒等がおり、また、医療施設、介護施設、福祉施設等には、病気や障害等により特に配慮を要する患者、要介護者等がおり、災害発生時において、設置者による生命・身体を守るための適切な配慮が求められます。

そこで、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害発生時に、乳幼児、児童、生徒や施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導等を行うものとししました。

### 【説明】

1 「学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者」「医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者」

学校法人、社会福祉法人、医療法人等だけでなく、国や地方公共団体も含まれます。

2 「安全であると認める場所」

管理する施設で安全が確認できた場所のほか、指定緊急避難場所、津波であれば高台、洪水であれば浸水の可能性がない場所、竜巻であれば丈夫な建物などが考えられます。

(生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等)

第四十一条 生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、災害が発生した場合においては、被害の発生及び拡大を防ぐとともに、その管理する施設及び設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとする。

**【趣旨】**

電気・ガス・水道水供給施設や電気通信施設の管理者たる事業者（いわゆるライフライン事業者）は、県民が生活を営む上で不可欠な機能を担っており、災害によりひとたびライフラインが寸断された場合には、県民の生活に大きな影響を及ぼすとともに、災害応急対策に支障が生じるおそれがあります。

そこで、ライフライン事業者は、災害発生時に、被害の発生・拡大を防ぐとともに、管理する施設・設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとなりました。